

森林環境税（仮称）検討委員会報告書

平成18年11月

森林環境税（仮称）検討委員会



森林の恵みを未来に ~ 荒廃した森林の再生を目指して ~

福岡県の森林は22万3千ヘクタールで、県土の約45%を占めています。このうち国有林を除いた民有林は19万5千ヘクタールで、そのうち人の手により植林、育成された人工林が66%を占めています。

これらの豊かな森林は、木材などの林産物を供給するとともに、おいしい水や空気を育み、土砂災害や洪水を防止し、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化の防止に貢献するなどの公益的機能を有し、県民生活に大きな恵みを与えてきました。

従来森林は、植林し、手入れを行い、成長後伐採するといった林業活動の循環により管理され、その恵みがもたらされてきました。近年、外国産材の輸入拡大に伴い国産材価格が低迷したことによる林業の採算性の悪化や、林業の担い手の減少及び高齢化に伴い、間伐などの手入れが行われない荒廃した森林が増加しています。これをそのまま放置すると、洪水や濁水、土砂災害が発生するなど県民生活に重大な影響が出ることが懸念されます。わたしたちの安心・安全な生活を守るためには、森林を良好な状態に維持することが必要です。

平成14年10月、九州地方知事会は「森林保全に関する税」についての研究を始め、各県の個別の状況に応じて検討を進めることが望ましいとされました。

福岡県では平成18年4月に「森林環境税（仮称）検討委員会」が設置され、県民全体で森林を守り、育て、健全な形で次世代に引き継いでいくため、森林再生のための新たな施策やその負担の考え方について検討を行ってまいりました。その結果、福岡県の荒廃した森林を再生するためには新たな施策に取り組む必要があり、そのためには森林の恩恵を受ける県民のみなさんに広く負担をお願いすることが適当であるとの結論に至りました。本報告書はこれまでの検討結果を取りまとめたものです。

今後この報告を通じ、福岡県の森林を再生するための新たな施策や負担のあり方などについて県民各位の理解が得られ、森林が未来に向けて広く整備されることを切に期待するものです。

平成18年11月8日

森林環境税（仮称）検討委員会

## 目 次

1	森林の有する公益的機能	1
	(1) 森林を取り巻く状況	
	(2) 森林の有する機能	
	(3) 森林に対する県民意識	
	(4) 本県における公益的機能の評価	
2	森林・林業の現状と問題点	4
	(1) 福岡県の森林の特徴	
	(2) 林業の現状と問題点	
	(3) 森林保全の取り組み	
	(4) 荒廃した森林とその影響	
3	森林再生のための新たな施策	11
	(1) 新たな施策の必要性	
	(2) 新たな施策の考え方	
	(3) 新たな施策の内容	
4	森林再生のための負担の考え方	20
	(1) 負担の考え方	
	(2) 負担の方法	
	(3) 課税方式の比較、検討	
	(4) 課税の考え方	
5	おわりに	25
	資料	26
	森林環境税（仮称）検討委員会中間報告についてのアンケート結果	
	森林環境税（仮称）検討委員会中間報告についてのパブリックコメントの結果	
	森林環境税（仮称）検討委員会設置要綱	
	森林環境税（仮称）検討委員会委員名簿	
	森林環境税（仮称）検討委員会の経過	
	シンポジウム「みんなで考えよう森林の荒廃」の概要	

# 1 森林の有する公益的機能

## ( 1 ) 森林を取り巻く状況

近年、世界的に森林の破壊が進み、野生生物の減少、温暖化といった地球規模での環境問題などが話題となり、森林の有する公益的機能の重要性が改めて認識されつつある。

森林は世界の陸地面積の 30% を、日本の国土面積の 66% を占め、私たちの生活の維持に重要な役割を果たしている。

特に、先進国による温室効果ガス排出量の削減を定めた京都議定書において、我が国はその排出量を平成 20 年（2008 年）から平成 24 年（2012 年）の第 1 約束期間に平成 2 年（1990 年）の値より年平均で 6% 削減することを約束している。我が国は削減量のうち最大 3.9% を森林の吸収量で確保するとしており、森林の公益的機能である二酸化炭素吸収機能の発揮が大きく期待されている。

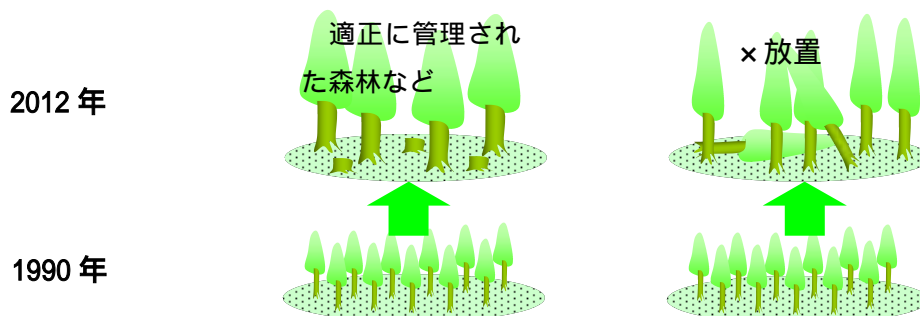
### 【参考 1】

#### 地球温暖化防止

平成 9 年（1997 年）に京都市で開かれた「第 3 回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議）」で採択された国際協定を一般に「京都議定書」という。議定書では、地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量（二酸化炭素、メタンなど）の、具体的な削減数値目標やその達成方法を定めており、日本は平成 2 年（1990 年）の排出量比で 6% の削減を求められている。

また、森林は、二酸化炭素を吸収し固定する機能を有することから、京都議定書における日本の削減目標量 6% のうち、最大 3.9% を森林の吸収量としてカウントして良いこととされている。なお、適正に管理された森林は吸収源として認められるが、放置された森林は吸収源として認められない。新規あるいは再び植林した場合にも吸収源として認められるが、条約の取り決めによる制約が大きい点に留意する必要がある。

京都議定書における森林吸収の考え方



## (2) 森林の有する機能

森林は、洪水や渇水を緩和し水質を浄化する水源かん養機能、土砂の流出や崩壊を防ぐ土砂災害等防止機能、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収固定するなどの地球温暖化防止機能、騒音低減など身近な生活環境を保全する快適環境形成機能、人々の精神的な安定や健康向上に寄与する保健・レクリエーション機能、日本人の精神的、文化的風土を育くむ文化機能(以上公益的機能)、木材やキノコなどの林産物を供給する機能など様々な機能を有しており、私たちすべての県民の生活に多くの恵みを与えている。

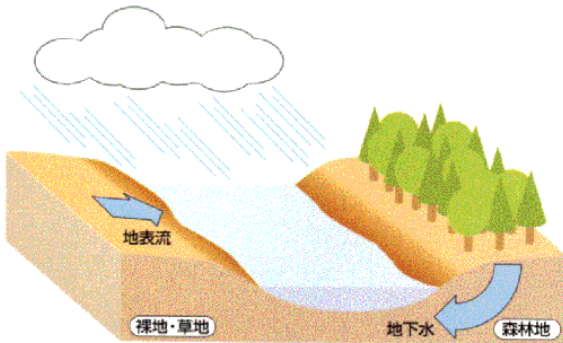
森林の有する機能とは

木材等生産機能  
 水源かん養機能  
 土砂災害等防止機能  
 地球温暖化防止機能  
 快適環境形成機能  
 生物多様性保全機能  
 保健・レクリエーション機能  
 文化機能

森林の有する公益的機能の代表例

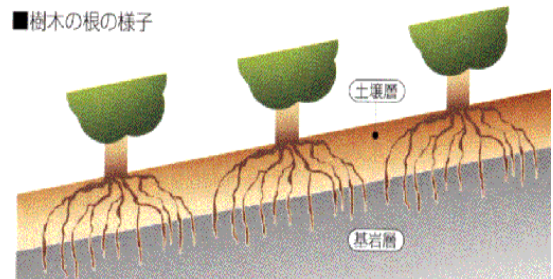
### 【 水源かん養機能】

洪水や渇水を緩和し、水を浄化する



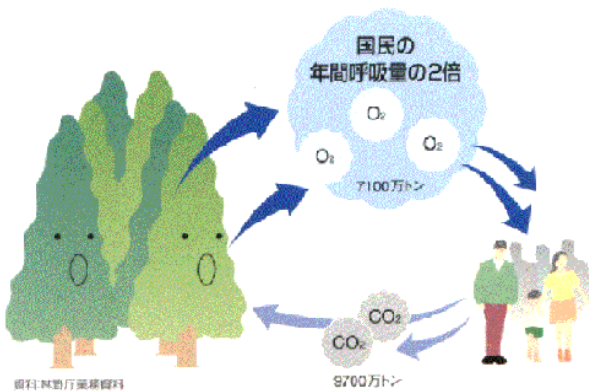
### 【 土砂災害等防止機能】

樹木の根が土砂崩壊等を防ぐ



### 【 地球温暖化防止機能】

二酸化炭素を吸収し、酸素を供給する



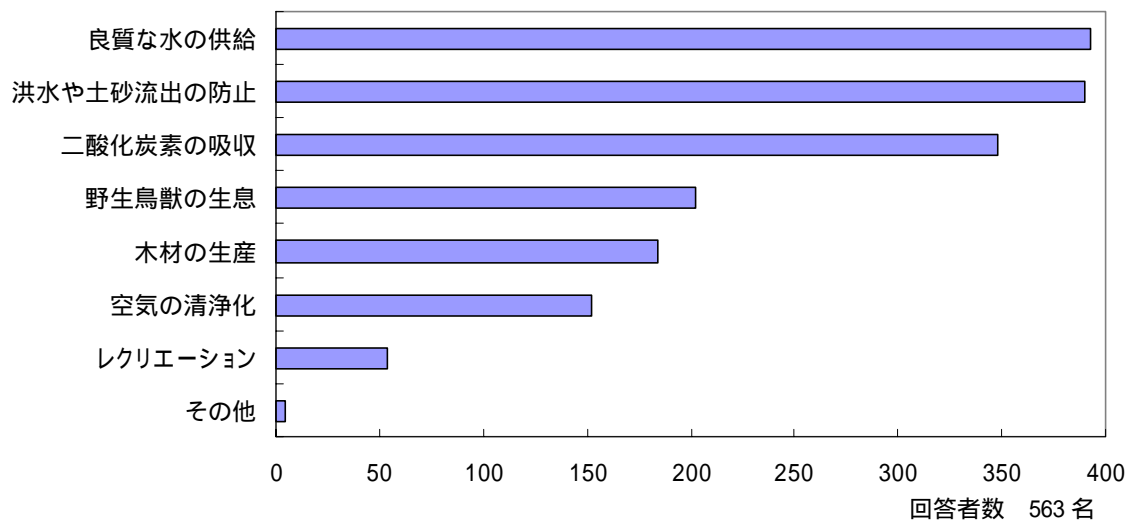
### 【 生物多様性保全、保健・レクリエーション機能】

様々な生物の生息場所、行楽などの場を提供



### ( 3 ) 森林に対する県民意識

森林の有する機能の発揮に対する県民の期待は大きく、平成 18 年 6 月に行われたシンポジウム「みんなで考えよう森林の荒廃」におけるアンケート調査では、森林の重要な働きについて、「良質な水の供給」「洪水や土砂流出の防止」「二酸化炭素の吸収」などの公益的機能に多くの期待が寄せられている。



特に重要だと思う森林の働き（複数回答）

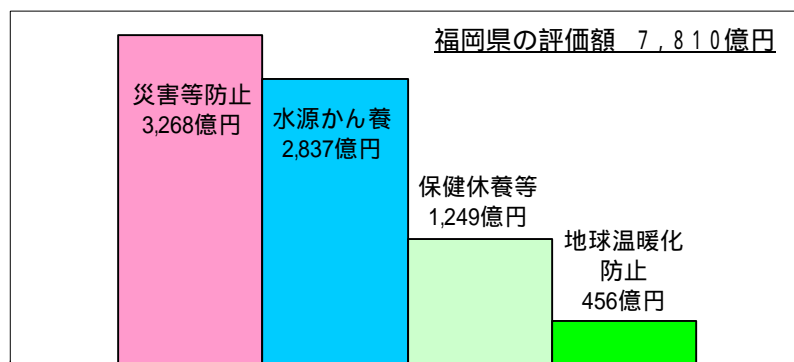
（平成 18 年 6 月 25 日シンポジウム「みんなで考えよう森林の荒廃」 アンケート結果）

### ( 4 ) 本県における公益的機能の評価

森林の働きをよりわかりやすく示す手法として、平成 13 年、日本学術会議において、物理的な機能を中心に貨幣評価が公表されている。

その中では、定量的な評価が可能な森林の一部の機能を試算した評価額は、全国の森林で年間約 70 兆円となっている。

この方法で本県の森林の機能の評価すると、評価額は年間約 7,810 億円、県民一人当たり年間約 15 万円となり、県民の貴重な財産となっている。



福岡県の森林の有する公益的機能の評価額

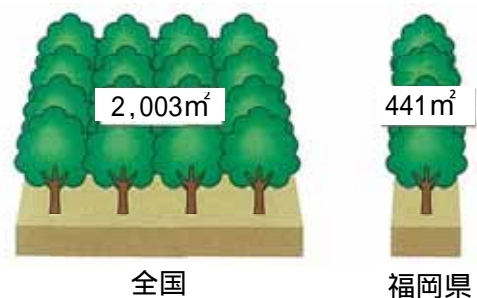
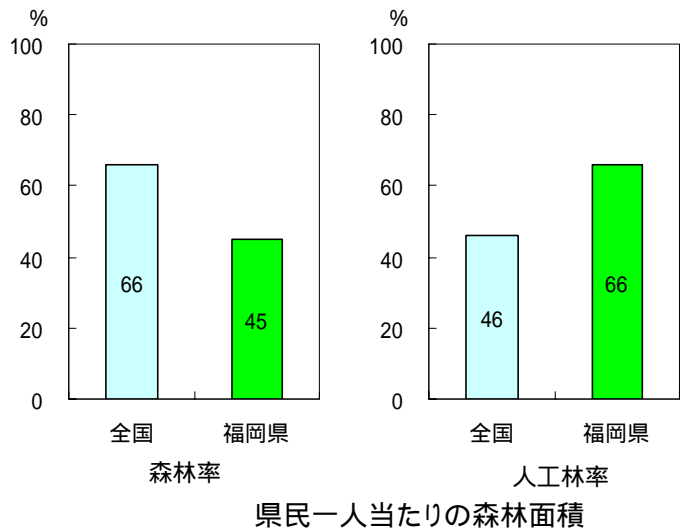
## 2 森林・林業の現状と問題点

### (1) 福岡県の森林の特徴

本県の森林面積は、私有林などの民有林が19万5千ha、国有林が2万8千ha、合計が22万3千haで県土の45%を占めている。この森林率は全国の66%に比べ低い状況にある。

民有林のうち、スギ、ヒノキなどの人工林は約13万haで、人工林率は66%となっており、全国の46%に比べ高い状況にある。

また、一人当たりの森林面積は全国が約2,000㎡であるのに対して本県は約440㎡で、ほぼ5分の1と著しく低い。



### (2) 林業の現状と問題点

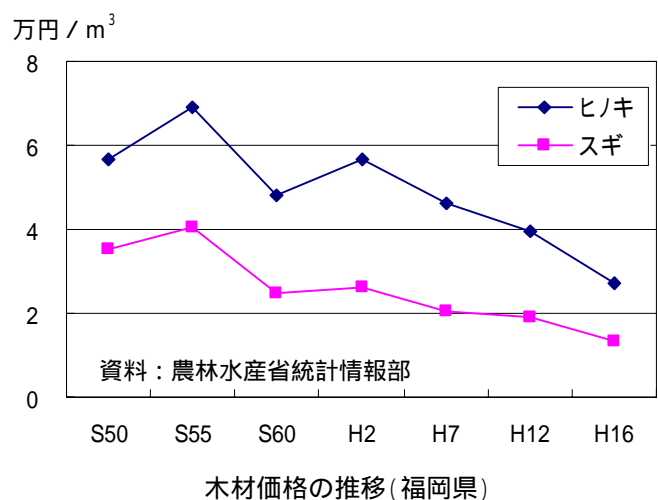
#### 木材価格の下落

国産材の価格は、昭和55年にスギ中丸太(4m)で40,300円/m<sup>3</sup>、ヒノキ中丸太(4m)で69,000円/m<sup>3</sup>とピークになり、平成16年には、それぞれ13,500円/m<sup>3</sup>、27,000円/m<sup>3</sup>と半値以下に下落している。

外国産材との価格競争により国産材価格は長期低落傾向にある。

近年、我が国における地球温暖化防止や循環型社会形成への取り組み等

から、木材利用の気運も高まりつつある。さらに、世界的な自然保護政策の推進や違法伐採対策の取り組みなどから、将来的には外国産木材の輸入が減少し、国産材の需要が



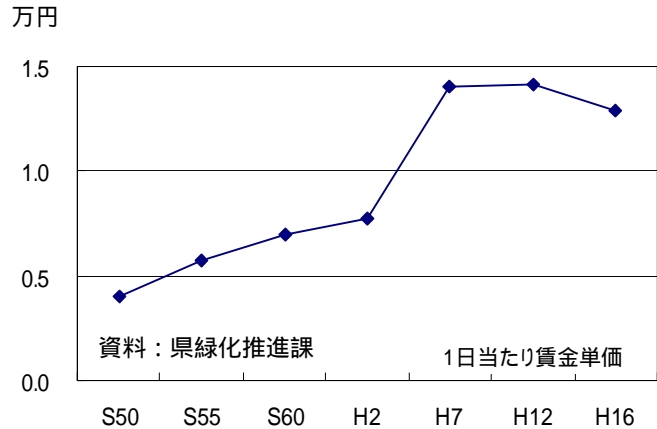


増大することが十分に予想される。

しかし、木材の供給や加工・流通体制の整備状況など国産材を取り巻く状況から見ると、国産材需要の増大や価格の上昇などの急激な好転は望めない。

### 人件費の上昇

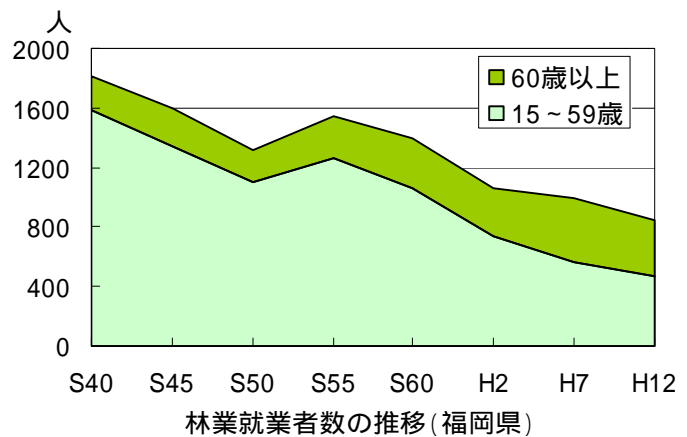
賃金単価は、昭和 50 年以降急激に上昇し、近年は横ばい傾向にある。平成 16 年の賃金単価（県営林造林夫の場合）は 12,900 円で、木材価格がピークであった昭和 55 年の 5,700 円と比較すると 2.3 倍となっている。



### 労働力の減少

林業は厳しい自然条件下での作業であり、労働災害の発生頻度が高いという問題を抱えている。

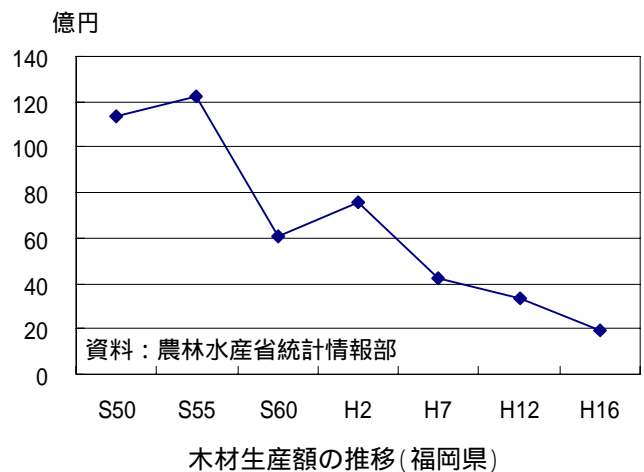
このような中、県内の林業就業者は年々減少しており、平成 12 年は 842 人と昭和 55 年の約半数となっている。また、60 歳以上の占める割合は、昭和 55 年の 18% から平成 12 年には 44% へと増えており、高齢化が急速に進行している。



### 林業の現状

人工林では、樹木を植え、育て、伐り、木材を生産するという林業活動の循環が行われることで公益的機能が発揮される。

しかし、木材輸入の増大や代替資材の普及に伴う国産木材の利用減少、木材価格の下落、人件費の上昇などにより林業経営の収益性が著しく悪化した。林業の経営環境が厳しくなる一方で林業労働力も減少したことから、平成 16 年の木材生産額は昭和 55 年の



16%にまで減少した。このような林業の低迷は、間伐などの手入れの行き届かない森林

や、伐採後植林をせず放置された森林を生み出し、森林の荒廃を招いた。

### (3) 森林保全の取り組み

#### 行政による林業への支援

これまで本県の森林は、林業活動に伴う森林整備が適正に行われることで保全され、公益的機能を発揮することができた。行政としても、林業の担い手の育成や木材の需要拡大、植林や下刈りなど森林整備そのものに対する補助など、林業への様々な支援を行うことにより、林業振興だけでなく森林の保全をも図ってきた。



担い手の育成（研修の様様）



木材の需要拡大（「はかたの家」）



森林整備の推進（間伐）

特に本県の場合は、民有林のうちスギ、ヒノキなどの人工林が占める割合が66%と全国でも有数の高率であり、間伐の対象となる森林の割合が高いことから、平成12年から林野庁が進める「緊急間伐5カ年対策」事業に基づき、間伐を積極的に進めてきた。

既存の林業施策は、補助金などの手段により森林所有者の経営意欲を喚起して森林整備を進めてきたものであるが、長期にわたる木材価格の低迷により補助金を出しても経営が成り立たない森林が増え、そのことに伴い間伐などの手入れの行き届かない森林が増えてきた。

#### その他の森林保全のための支援

昭和53年の未曾有の大渇水を契機に、昭和54年に全国に先駆けて本県に設置された（財）福岡県水源の森基金は、水源かん養機能が特に求められるダム上流域などの水源林を整備する際に、既存の補助制度に上乗せする形で経費を助成している。このことにより、森林所有者の自己負担が軽減され、これまで水源林などの森林整備促進に貢献してきた。

また、同基金が行う緑の募金事業は、県民の善意の寄付によってまかなわれ、民間団体や自治体が自発的に実施する身近な緑化活動や植樹祭などのイベントの開催に助成を行っており、緑化意識の高揚などを図っている。

しかし、水源の森基金事業は、既存の補助制度の上乗せであることから森林所有者の自己負担は免れず、森林所有者が経営を放棄した森林の整備を主体的に行うことはできない。

## (4) 荒廃した森林とその影響

### 本県の森林荒廃の状況

本県の森林は、戦中、戦後の乱伐により大面積が裸地状態となり土砂災害等多発した。その後県土の復興のため成長が早く住宅資材等に適したスギ、ヒノキの造林が積極的に行われた結果、山は再び緑で覆われた。その頃植林された人工林の多くは成熟し、伐採して材木として利用できる時期を迎えている。



戦後発生した土砂災害



その後の植林により緑で覆われた山々

しかし、木材価格の低迷により収穫できる時期が来ても伐採されなかったり、必要な手入れが行き届かない森林が増え、木が立ったまま森林が荒廃している。福岡県では長期にわたり手入れがなされていない森林の実態調査を行い、県内の荒廃した森林の面積は平成16年度末で約2万9千haあることが明らかになった。この面積は本県の人工林約13万haの4分の1にあたり、福岡市の面積と同程度にあたる。



一見良好に見える森林も・・・



手入れが行き届かず、荒廃した森林がある



## 【参考2】

### 健全な森林と荒廃した森林の違い

間伐など手入れの行き届いた健全な森林では、林内が明るく下草も十分生育するため、保水力が高いスポンジ状の土壌が発達し、水源かん養機能や土砂流出防止機能が高い。

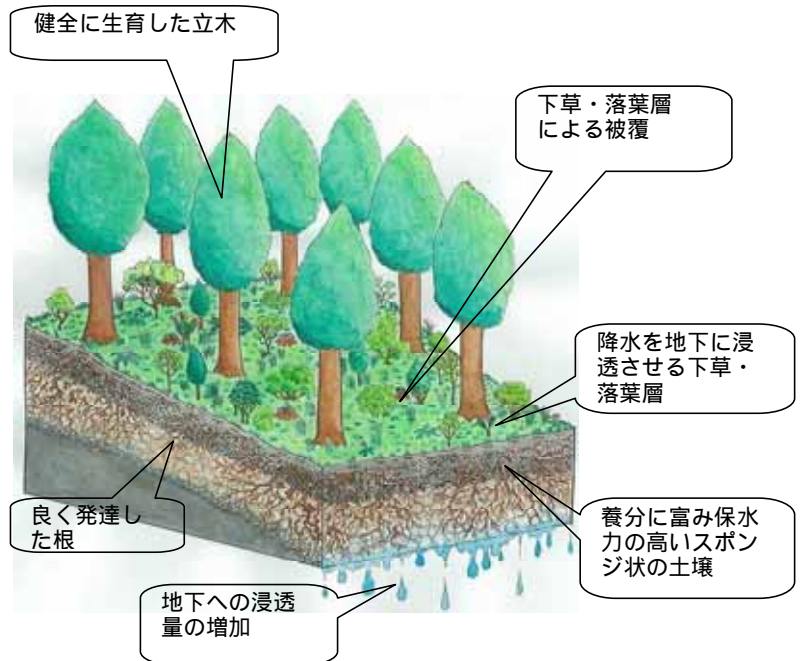
手入れの行き届かない荒廃した森林は林内に陽光が差し込まず、下草が生えないので表層の土壌が流出し、水源かん養機能や土砂流出防止機能が低い。

### 健全な森林とは

健全な森林とは、十分な日光により下草や落葉層が豊かになり、土壌が保持され、水源かん養や土砂流出防止などの公益的機能を発揮している森林である。

人工林においては、間伐などの森林整備が適切に行われることで、健全な森林が維持される。

健全な森林のイメージ

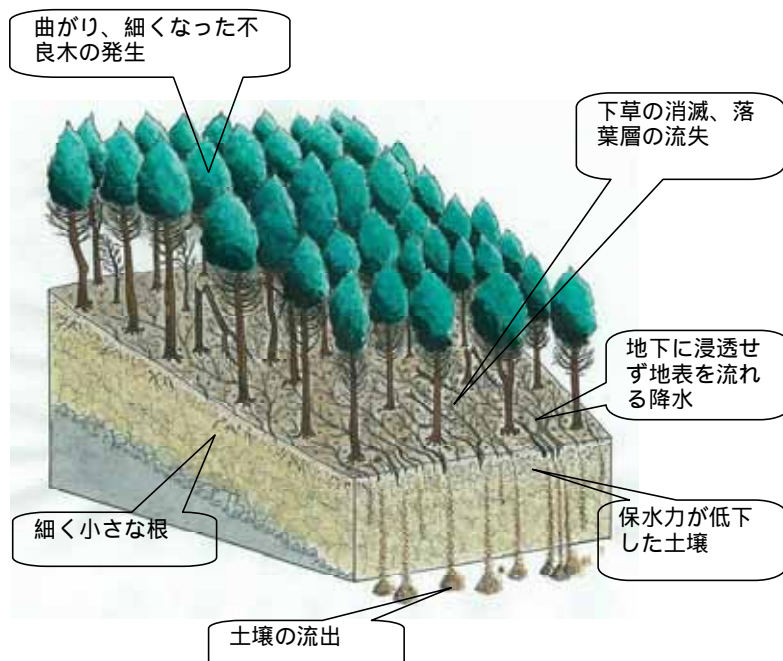


### 荒廃した森林とは

荒廃した森林とは、日光の不足により下草などが貧弱になり、降雨により土壌が失われ、水源かん養や土砂流出防止などの公益的機能が低下している森林である。

人工林においては、間伐などの森林整備を行わず放置すると、林内が暗くなり荒廃した森林になっていく。

荒廃した森林のイメージ



### 森林が荒廃した原因

従来森林は、植林し、下刈りや間伐などの手入れを行い、木が成熟した後伐採するという、林業活動の一環としての森林整備が行われることで公益的機能が発揮されてきた。しかし、近年の林業の低迷から間伐などの手入れが行き届かないことが、森林の荒廃を招いた原因である。特に、人が立ち入りにくい場所では、林業の採算が成り立たないことから荒廃した森林が増えている。

また、林業者の高齢化も深刻な問題である。地元に住む森林所有者の高齢化が進み、所有山林を見まわることが困難になっている。さらに、このような森林所有者から森林を相続した者の中には都会に住んでいる人も多い。いわゆる不在村森林所有者が増加し、自らが所有する森林に目が行き届かなかったり関心が薄れたりしていることも、長期間にわたり森林が放置される原因の一つとなっている。

### 荒廃した森林が県民生活に及ぼす影響

荒廃した森林は外見的には緑豊かに見えるものの、木が密生して林内に陽光が差し込まないため、下草が生えず、表土が露出した状態になっている。健全な森林では雨水の多くが地面に吸収されるが、表土が露出した森林では雨水が地表を流れ、土砂を流出させやすい。このため土壌が薄くなり、だんだん基岩や木の根がむき出しの状態となる。

荒廃した森林からは土砂が流出するだけでなく、山腹崩壊などの大規模な土砂災害が発生する恐れもある。土壌が薄く支持基盤が弱くなったスギやヒノキは倒れやすくなっており、強風が吹いたり大雨が降ったりした際に木が倒れ、山腹が崩壊する可能性が高い。

近年、地球温暖化が原因といわれる大型の台風や集中豪雨が増加する傾向にあり、森林から河川に木や土砂が流出する可能性が高まっている。これまでも県内のダムに大量の流木や土砂がたまり、その撤去に多額の費用がかかる事例が発生している。また、他県では流木が橋にかかり、増水した川を塞ぎ止めて水が市街地にあふれ出すという災害も発生している。

荒廃した森林からは災害が発生する恐れがあるだけでなく、様々な公益的機能が低下することも指摘されている。表土が流出した森林では、雨水が地面に浸透しないことにより保水力も低下する。森林は「緑のダム」と言われるが、荒廃した森林ではその水源かん養機能の低下が強く懸念されている。



平成 16 年台風 18 号の被害地

さらに、間伐などの手入れが遅れ多くの木々が寄り添って立っている森林では、それぞれの木に十分に日光が当たらないため、光合成能力が低下し、二酸化炭素吸収量が減少するといわれている。森林は二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されているが、京都議定書では手入れが行われていない森林は吸収源として認められていないことから、我が国の二酸化炭素排出量削減目標の達成にも重大な影響を与えることとなる。



県内ダムの湯水状況  
(平成 17 年 6 月)

### 今後の荒廃の予測

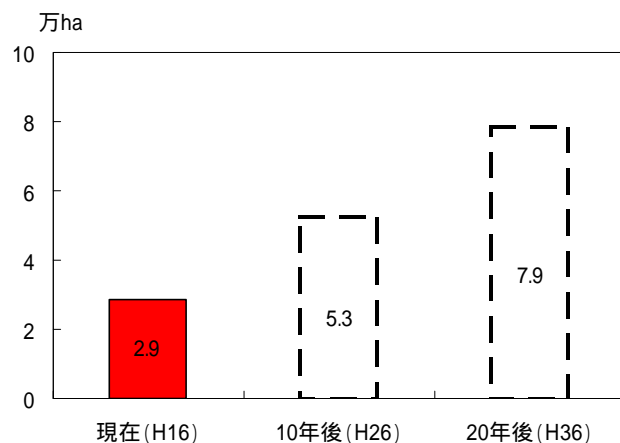
林業を取り巻く状況は今後急激な好転が望めないことや、林業就業者数の減少や高齢化が進み、転出や相続により不在村森林所有者が増加すると予想されることから、手入れ不足の森林はそのまま放置され、さらに荒廃した森林が増加する恐れがある。

荒廃した森林の面積は平成 16 年度末で約 2 万 9 千 ha あると推計されたが、この調査に基づき計算すると、仮にこのまま放置された場合この面積は 10 年後には約 5 万 3 千 ha、20 年後には約 7 万 9 千 ha まで増加する恐れがあると予測された。

この予測にあたっては、現在と同様の規模で林業支援策による森林整備が実施されることを前提としている。今後林業活動のさらなる停滞、高齢化の進行により森林整備が行われない場合には、この予測よりもさらに広い範囲の森林が荒廃する恐れがある。



荒廃した森林



荒廃した森林の面積の推移予測

既存の林業支援策のみで森林整備を進めた場合、さらに荒廃した森林の増加が予測される

### 3 森林再生のための新たな施策

#### (1) 新たな施策の必要性

##### 緊急に森林を再生する必要性

現在、林業の低迷により間伐などの手入れが行き届かない荒廃した森林が増加している。林業就業者数の減少や高齢化、不在村森林所有者の増加等によって今後一段と放置される森林が増加すると、荒廃した森林はさらに拡大する恐れがある。本県は県民一人あたりの森林面積が少なく、森林は県民にとって貴重な存在である。さらにその多くを占めている人工林の約4分の1が荒廃している状況下では、早急な対策が求められる。

近年地球温暖化が原因といわれる大型の台風や集中豪雨などの異常気象が多発する傾向にあり、荒廃した森林から大規模な土砂災害などが発生する恐れが高まっている。森林はいったん被災すると、良好な状態に戻すには長い年月と努力が必要なため、災害を未然に防ぐためにも荒廃した森林を緊急に再生することが重要である。

また、林業者の高齢化や相続による森林所有権の細分化、不在村森林所有者の増加などにより、所有している森林の状態を把握している所有者が徐々に減りつつある。したがって、このような状況が進まないうちに早急に荒廃した森林の再生に着手する必要がある。

##### 従来施策の限界

県の既存の林業施策は、森林所有者が行う森林整備に要する経費の一部を補助している。また、(財)福岡県水源の森基金も、県の補助金に上乗せする形で森林所有者に対し支援している。

つまり、既存の林業施策では、いずれにしても森林所有者の自己負担は免れず、荒廃した森林の再生を図ることは困難である。

##### 新たな施策の必要性

このように、荒廃した森林を再生するためには、従来から行ってきた林業施策では困難である。

一方、私たちに様々な恵みをもたらす森林は「県民共有の財産」であり、次の世代に良好な状態で引き継ぐことが我々の責務である。

このような背景から、荒廃した森林の再生を緊急かつ計画的に着実に実行するためには、抜本的な新しい施策が必要となっている。森林所有者が荒廃した森林の再生に取り組むことが困難な現状では、行政が主体となって取り組むことが不可欠である。



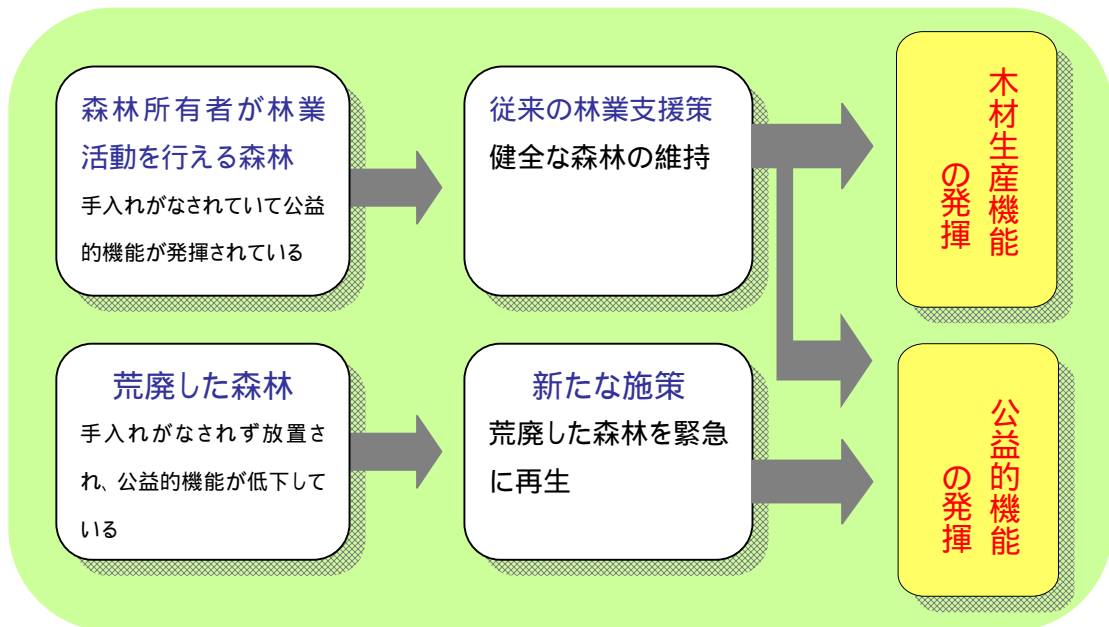
## (2) 新たな施策の考え方

### 環境を重視した事業の実施

荒廃した森林を再生するための新たな施策は、従来の林業支援策とは異なり県民の生活環境を守るための施策である。したがって、新たな施策で公益的機能が低い森林を整備する方法は、良質な木材を生産するためのものではなく、森林の公益的機能をより高度に発揮させるようなものでなければならない。

よって、森林整備事業の対象とするのは、所有者による手入れが長期間なされていない、荒廃した森林とする。これに対して従来の施策の活用により森林所有者が自ら手入れできる森林については、森林所有者の林業活動により健全な森林が維持されるよう図ってゆくものとする。

### 新たな施策と従来の林業支援策との区別



### 荒廃した森林の着実な整備

新たな施策を実施するにあたっては、荒廃した森林を計画的、着実かつ早急に再生する必要があり、必要な労働力について検証する必要がある。

既存の林業施策による森林整備に必要な労働力は年間延べ約 14 万人・日である。これに、季節労働者など年間就労日数に余裕のある労働力を含めると潜在的には約 18 万人・日の労働力が確保可能である。

このまま何の対策も講じなければ、林業就業者は高齢化等により減少していくことが予想されるが、県では林業への新規就業者の育成・確保対策を進めており、約 18 万人・日を確保することは今後とも可能である。

今後、既存の林業施策に必要な労働力約 14 万人・日を除いた約 4 万人・日の労働力が新たに確保可能であり、これから新たな施策による年間整備量を試算すると年間 3 千 ha



程度の森林整備が可能であると試算される。このことから当面 10 年間を目標に荒廃した森林 2 万 9 千 ha を計画的かつ緊急に整備することを目標とする。

### 県民の参画

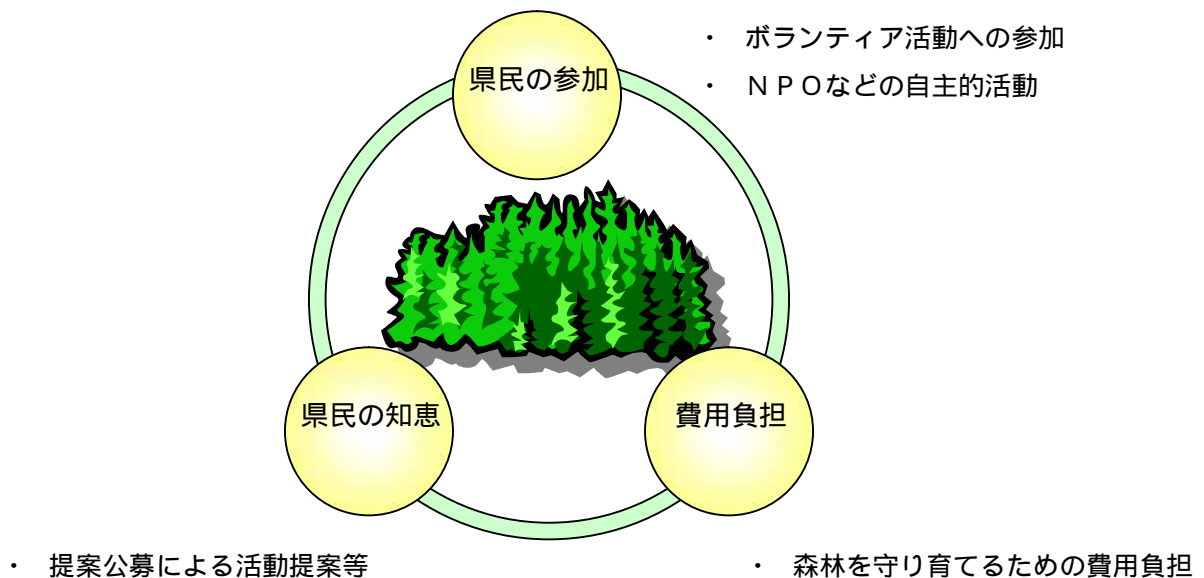
現在は多くの方が都会に住み、森林を身近に感じる生活を送っているため、県民の森林に対する関心や意識は薄れている。森林ボランティアなど森林に親しむ活動を行う団体は増えているものの、その活動が県民全体に広がっているとはいえない。

新たな施策の展開にあたっては、森林からの恩恵を県民が広く公平に享受しているという観点から、県民全体に協力を求める必要がある。おいしい水や空気など、県民の安全で快適な生活を守るためにも、「森林を社会全体で守り育てること」に県民の理解を求め、森林づくりへの協力と参加を促していくことが重要である。

具体的な県民参画の方法としては、以下のようなことが考えられる。

- ・ 「県民の参加」 森林づくりを行うボランティア活動などに参加する。
- ・ 「県民の知恵」 森林づくりのための具体的な方法を提案する。
- ・ 「費用負担」 森林を守り育てるための費用を負担する。

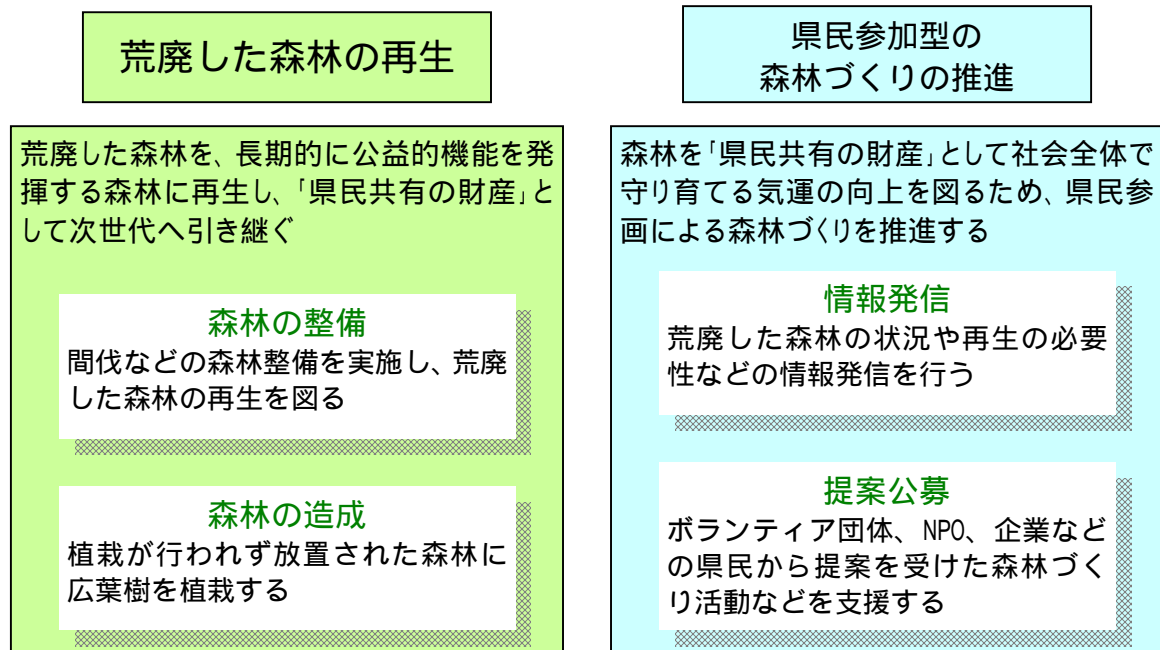
#### 新たな施策への県民の参画



### ( 3 ) 新たな施策の内容

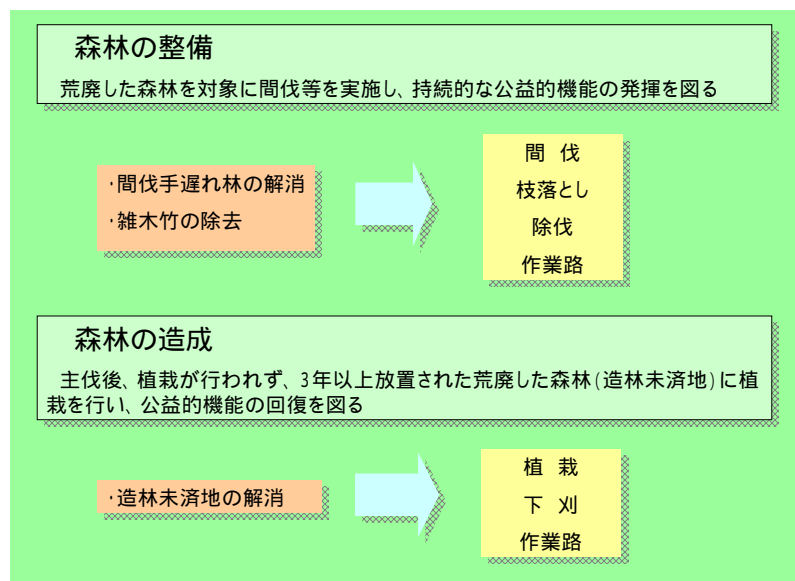
#### 事業の柱

新たな施策の柱としては、森林の有する公益的機能が十分に発揮できるような「荒廃した森林の再生」や社会全体で森林を守り育てる気運の向上を図る「県民参加型の森林づくりの推進」が考えられる。



#### 「荒廃した森林の再生」事業

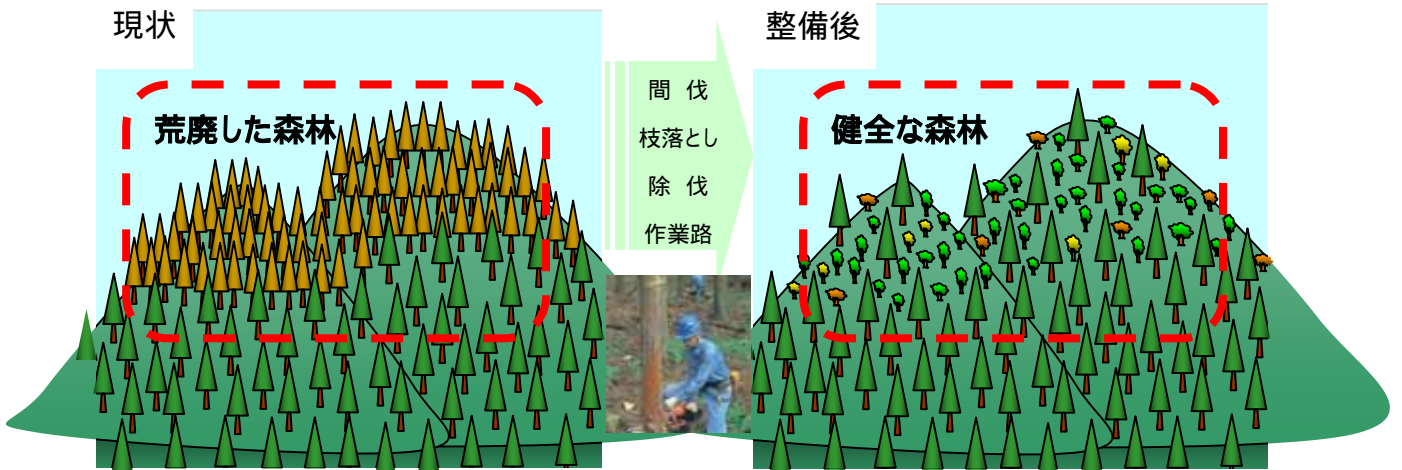
荒廃した森林を、行政主体により整備する事業である。荒廃した森林を再生する事業として、「森林の整備」と「森林の造成」などが考えられる。



### 【森林の整備】事業

「森林の整備」は手入れ不足の森林を、公益的機能が高度に発揮できる森林へ整備する事業である。木が過密で林内に光が届かない森林では間伐や枝落としを行い、林内に日光を入れて下層植生の回復を図る。また、主林木の成長を阻害する雑木竹などを除去し、公益的機能を発揮できる森林の育成を図る。この際、生物の多様性等に配慮し、主林木の成長を阻害しない樹木は残すこととする。

「森林の整備」事業のイメージ



### 【森林の造成】事業

「森林の造成」は、伐採後植林されず放置された造林未済地に木を植える事業である。また、植栽後の樹木が順調に生育するよう、雑草を払うための下刈りを行う。この事業で植栽する樹種は、木材生産のためのスギやヒノキではなく環境を重視して広葉樹とし、伐採を禁止することにより長期にわたり公益的機能が発揮されるよう保全していく。

「森林の造成」事業のイメージ



### 事業の効果を担保する仕組み

これらの「荒廃した森林の再生」事業は、木材の生産を目的とした従来の林業施策とは異なり、長期的な公益的機能の発揮を目的とした環境重視の森林を育てる事業である。また、荒廃した森林の多くは私有林であり、その再生を県民の費用負担により行うには県民が再生された森林の恩恵を長期的に享受できることが前提となる。したがって、事業を実施した森林では、将来にわたり公益的機能が発揮されるよう、何らかの形で事業の効果を担保する仕組みが必要である。

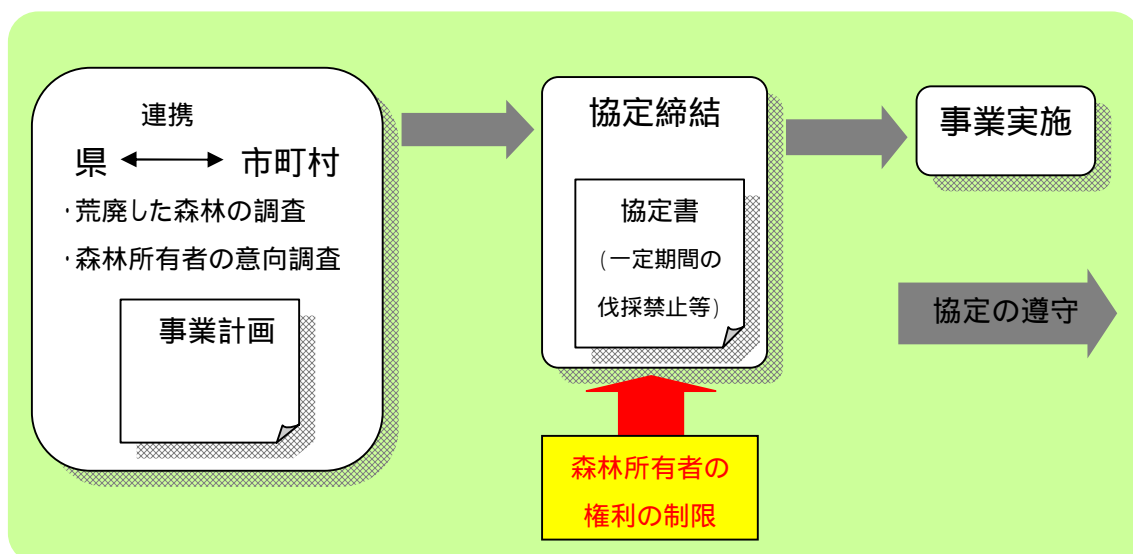
そのためには、事業を実施した森林における森林所有者の権利（伐採や林地転用等）の制限を定めた協定を行政と森林所有者の間で結び、事業実施後もこの協定により適正な管理がなされるような仕組みをつくることが重要である。

森林が良好な形で次世代へ引き継がれるよう、協定の内容については十分に検討する必要がある。

具体的には、間伐や除伐を実施する森林では長期にわたり良好な森林環境が維持されるよう、一定期間伐採を禁止すべきである。伐採を禁止する期間は、森林が長期間安定して公益的機能を発揮すべきことや、県民が費用を負担する以上森林所有者の権利をある程度制限しなければ県民の納得が得られないであろうことを考慮すると、なるべく長い方がよいと考えられる。しかし、荒廃した森林の再生を達成するためには、できるだけ多くの森林所有者の同意を得て事業を行なわなければならない。制限期間は短い方が森林所有者の同意を得やすいと考えられる。これらの要因を総合的に考慮すると、伐採禁止の期間は 20 年程度が適当だと考えられる。また、伐採後放置された森林に植栽する場合は樹種を広葉樹に限定し、保安林に指定して伐採を禁止すべきである。

さらに、森林の所有権が移転した場合も協定が遵守されるよう、第三者へ森林を譲渡する場合は協定事項の継承を義務づけること、協定が守られない場合は違約金を支払うことなどを所有者に義務づける必要がある。

### 「荒廃した森林の再生」事業の仕組み



## 「県民参加型の森林づくりの推進」事業

森林の有する公益的機能の恩恵は、すべての県民が受けており、広く県民が協力して森林を保全していく必要がある。

そのためには、森林の荒廃と公益的機能の低下が県民生活に及ぼす影響、荒廃した森林を再生する必要性などについて、広く県民の理解を得ることが不可欠であり、様々な媒体、機会を通じた情報発信を行う必要がある。

そのうえで、森林ボランティア活動などの森林を守り育てる取り組みに県民が主体的に参画できる機会を作ることが重要である。さらに、県民からアイデアに富んだ活動案を公募するなど県民の知恵を活かすような仕組みを作ること重要である。

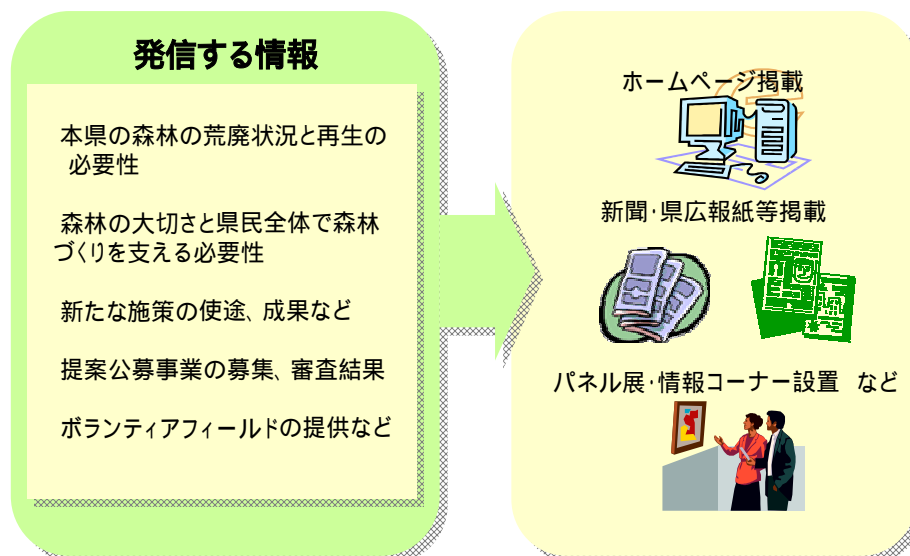
このように森林を「県民共有の財産」として守り育てる意識の醸成を図るとともに、森林づくり活動への県民の積極的な参加を図っていくものである。

県民参加型の森林づくりを推進するための事業としては、「情報発信」と「提案公募」の二つが考えられる。

### 【情報発信】事業

新たな施策に対する理解・協力を得るため、森林の大切さや荒廃した森林の現状、再生の必要性、新たな施策や成果などの必要な情報を様々な媒体を通して県民に分かりやすく伝える事業である。

### 事業の仕組み



## 【提案公募】事業

県民による森林づくりの活動を以下のテーマなどにより広く公募し、県民参画による森林整備活動等を推進する事業である。

テーマの例

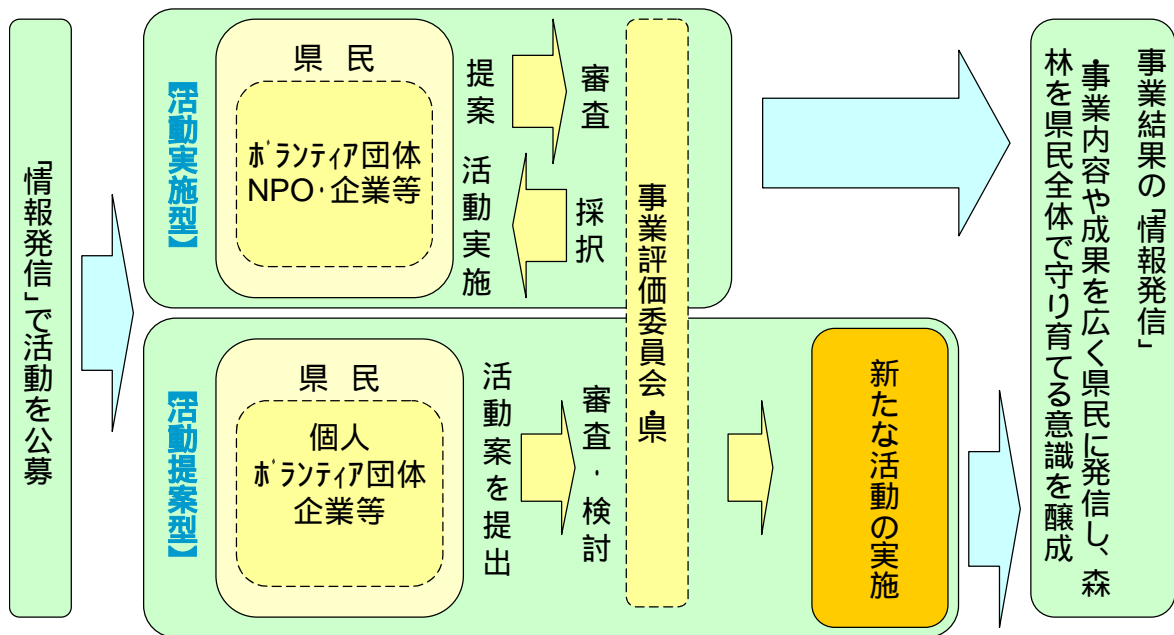
- ・ 森林を良好な環境に整備する「森林づくり」活動
- ・ 身近な里山が荒れるのを防ぐ「里山の保全」活動
- ・ 次世代を担う子どもたちに森林の大切さを教える「森林環境教育」活動
- ・ 都市住民に森林に親しんでもらうための「森の恵み体験」活動

その中で「活動実施型」と「活動提案型」の二つの柱を設ける。

活動実施型事業ではテーマを提示して活動案を募集し、採択された活動に対して経費を支援する。

活動提案型事業は、活動のアイデアを県民から募集するもので、県民から提案された案をもとに、事業化を図る。

提案公募事業の仕組み



## 新たな施策にかかる費用

以上のように、新たな施策を当面 10 年間実施するためには、概ね 130 億円の費用が見込まれる。これらの新たな施策を実施することによって荒廃した森林の再生に必要な整備が進み、波及効果により荒廃した森林の拡大も抑制され、県民の森林に対する意識も高まると期待される。



### 事業の透明性の確保

新たな施策は県民の協力によってなされるものであるため、事業の成果を事業評価委員会等を設けて評価するとともに、県民に対して分かりやすく示す仕組みが必要である。事業の継続にあたっては、荒廃した森林の状況や再生の進捗状況を検証し、数年おきに計画の見直しを行う必要がある。

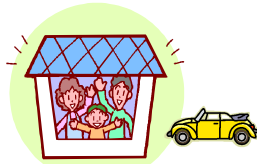
このように県民に対して事業の透明性を確保することで、県民の理解が得られ、森林を社会全体で守り育てる気運も高まると期待される。

### 【参考3】

#### 森林の再生による二酸化炭素排出量削減への具体的効果

本県の森林吸収量の目標：12万炭素トン

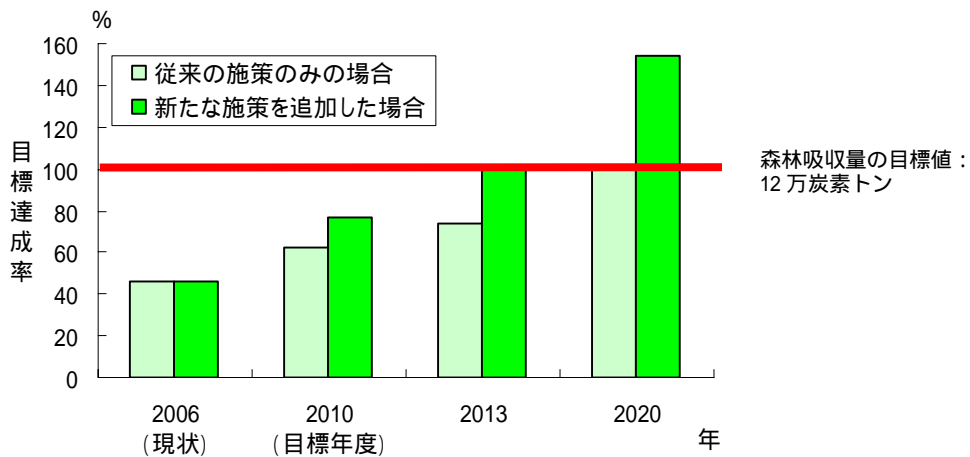
12万炭素トンは…



一般的な家庭(マイカー有)の年間炭素排出量  
**7万5千世帯分**に相当(ほぼ筑紫野市と春日市を合わせた世帯数)

1990年を基準年として2010年までに達成すべき森林の炭素吸収量の目標

#### 新たな施策による二酸化炭素吸収の効果



新たな施策により荒廃した森林2万9千haを再生した場合、従来の施策のみの場合と比較して7年早く12万炭素トンの吸収を達成

## 4 森林再生のための負担の考え方

### (1) 負担の考え方

森林を森林所有者の林業活動だけでは支えきれなくなった今、森林は水源かん養機能や土砂災害防止機能などの様々な公益的機能を有することから、森林を「県民共有の財産」として社会全体で守り育てていく仕組みが必要となっている。

そのためには、これまでの森林所有者の林業活動のみに依存するだけではなく、公益的機能を有する森林は、「県民共有の財産」であり社会全体で守り育てるという観点から、森林保全に要する費用について県民に広く公平に負担を求めることが適当である。

また、県民に広く公平に負担を求めることは、県民参画による森林保全のための新たな施策を展開していく上で必要な、森林を社会全体で守り育てるという意識の醸成にも繋がるものと考えられる。

森林保全のためには





## (2) 負担の方法

森林を守り育てる費用を負担する方法として、「使用料・手数料」、「負担金・分担金」、「募金・寄付金」、「税」について検討を行った。

「使用料・手数料」は、特定の施設の利用の対価、特定の者に対するサービスの対価として求めるもの、また、「負担金・分担金」は、特定の事業の受益者等から徴され、事業の経費に充てられるものである。

どちらも特定の者に費用負担を求めるものであり、森林からの受益は県民が広く公平に享受していることから考えると適当ではない。

「募金・寄付金」は、善意により任意的に納められるものであり、収入も安定していないため、森林を守り育てる費用の財源としては適当ではない。

「税」は、県民が共に暮らし、社会全体を維持していくための会費的なものである。森林からの受益は県民が広く公平に享受しているものであり、森林を「県民共有の財産」として社会全体で守り育てるという観点から考えると、森林保全のための費用を県民に広く公平に負担を求めることができるものとしては税が適当である。

また、「税」は広く公平に負担を求めることができることから、森林を守り育てる費用の安定的確保が見込まれ、荒廃森林を再生するための施策が計画的に推進でき、森林を社会全体で守り育てることに繋がるものと考えられる。

### 考えられる負担の方法

使用料 手数料	特定の施設の利用の対価・特定の者に対するサービスの対価	→	森林からの受益は広く県民に行き渡るものであるから、特定の者に費用負担を求める使用料や負担金などは適当でない
負担金 分担金	特定の事業の受益者等から徴され、事業の経費に充てられるもの		
募金 寄付金	県民が善意により自発的に納めるもの		
税制措置	県民が共に暮らし、社会を維持していくための会費		

### 考えられる負担としては「税」が適当

- ・県民が広く公平に負担
- ・森林を守り育てる費用の安定的確保
- ・森林を社会全体で守り育てる意識の醸成

### ( 3 ) 課税方式の比較、検討

課税方式については、受益と負担のあり方などから「水道料金上乘せ」、「県民税均等割上乘せ」について検討を行った。

水道料金上乘せ方式は、水道利用者に負担をもとめるものであり、受益と負担の関係は明確にはなるものの、森林の有する「水源かん養機能」のみに着目することとなり、また、市町村の水道普及状況は完全普及や未設置などの地域的偏在性があること、井戸水利用者には課税されないという不公平が生じること及び水道事業者の料金システムの改修等新たな負担が生じることから、適当ではない。

一方、県民税均等割上乘せ方式は、「地域社会の一員としての会費」という性格を有する県民税均等割に、森林を守り育てるための費用を上乘せするものであるから、県民に広く公平に負担を求めることができる。また、このことは、森林の有する公益的機能が「水源かん養機能」のみならず、「土砂災害防止機能」や「地球温暖化防止機能」など多岐に渡り、この公益的機能は県民が広く公平に享受しているという観点からも相応しいといえる。併せて、既存の税制度が活用できることから、比較的には徴税コストも抑えられる。

この2つの課税方式を比較すると、県民に広く公平に負担を求めることや徴税コストを低く抑えられること、また、現行の県民税均等割には低所得者への配慮等が制度的に組み込まれていることから、県民税均等割上乘せ方式が適当である。なお、このような方式は、すでに同様の制度を導入している他県でも共通して採用されている。

#### 考えられる課税方式

水道料金上乘せ	県民税均等割上乘せ
税の種類 : 法定外目的税 納税義務者 : 水道利用者 特別徴収義務者 : 水道事業者	税の種類 : 法定普通税(超過課税) 納税義務者 : 現行の県民税と同じ 特別徴収義務者 : 現行の県民税と同じ
<b>メリット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受益と負担の関係が理解されやすい</li> <li>● 水道の使用量を課税標準とした場合、水の有効利用、循環利用の促進効果がある</li> </ul> <b>デメリット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水道普及率が低い町村は課税不均衡が生じる</li> <li>● 井戸水等を直接取水している者との取扱いが不平等になる</li> <li>● 水道事業者に料金システムの改修など新たな経費負担が生じる</li> <li>● 水道事業者の理解と協力が不可欠</li> <li>● 低所得者への配慮が困難(生活保護者や年金生活者への負担)</li> </ul>	<b>メリット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県民に広く負担を求めることができる負担分任の税制度である</li> <li>● 既存施策の活用により、事務負担、徴税コストを抑えられる</li> <li>● 非課税制度により生活保護者への配慮が制度的に可能</li> </ul> <b>デメリット</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高所得者より低所得者の方が相対的に負担が重くなる</li> <li>● 普通税であるため、森林保全施策の財源としての性格が薄れるため、財源の特例化が必要となる</li> </ul>

森林の公益的機能は県民が広く公平に享受していることから、森林保全のために広く公平に負担を求めることができる「県民税均等割上乘せ」方式が適当

#### (4) 課税の考え方

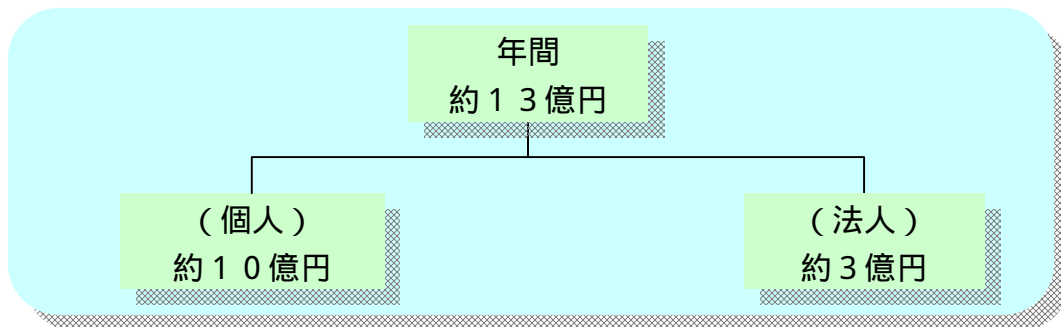
以上のことを踏まえると、森林からの恩恵は、個人は生活をする上で、法人は事業活動を営む上で、県民全体として広く公平に享受しているものであり、森林を「県民共有の財産」として社会全体で守り育てるための会費として、個人、法人を問わず県民全体に広く公平に税負担を求めることが適当である。

##### 課税の仕組み

この観点に立ち、課税の仕組みとしては、地域社会の会費としての性格を有する県民税均等割に、一定額を上乗せする方式とする。この場合における上乗せの方法については、個人は定額制（一律 1,000 円）、法人は段階制（資本金等の額に応じて 5 段階）という現行の県民税均等割の制度の趣旨を踏まえ、個人に一定額、法人に一定率を上乗せする。

##### 負担の程度

税収用途としての荒廃森林 2 万 9 千 ha の再生など新たな施策を実施するためには、当面 10 年間で再生することを目標とした場合、約 130 億円程度（1 年当たり約 13 億円程度）の費用が見込まれる。この場合、年間約 13 億円程度の費用に係る、個人と法人、それぞれの負担の程度については、県民税が有する負担分任という性格を勘案し、県民税全体に占める個人と法人の税収割合により、個人は約 10 億円、法人は約 3 億円とする。



##### (ア) 個人県民税均等割に上乗せする税率

納税義務者は、県内に住所等がある者で一定以上の所得があり、個人県民税均等割が課税される者であるが、本県においては、約 200 万人存在する。このことから、個人の負担水準は、年間 500 円となる。

$$\text{約 10 億円} \div \text{約 200 万人} = 500 \text{ 円}$$

##### <納税義務者>

県内に住所等を有する者（ただし、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者、障害者、未成年者または寡婦（夫）で前年の所得金額が 125 万円以下の者、などを除く。）

(イ) 法人県民税均等割に上乗せする税率

納税義務者は、県内に事務所等を有する法人等であるが、本県においては、約10万社存在する。現行の法人県民税均等割は、法人の資本金等の額に応じて年額2万円から80万円までの5段階とされており、それぞれの均等割額に一定率を上乗せすることから、法人の負担水準は、均等割額の5%となる。

約3億円を負担	5%を上乗せ
資本金等の額の区分	負担額(年額)
50億円超	40,000円
10億円超50億円以下	27,000円
1億円超10億円以下	6,500円
1千万円超1億円以下	2,500円
1千万円以下	1,000円

< 納税義務者 >

県内に事務所等を有する法人等

森林の保全に関する税制を導入している16県の状況

【課税方式】	【個人納税額 内訳】	【法人納税額 内訳】
個人・法人とも16県全てが	300円 1県	・現行均等割額の3%相当額 1県
現行の県民税均等割額に	400円 1県	・現行均等割額の5%相当額 10県
上乗せ	500円 10県	・現行均等割額の10%相当額 3県
	800円 2県	・現行均等割額の11%相当額 1県
	1,000円 2県	・500円上乗せ 1県

なお、この税制度については、国の税制改正の動向や、今後の事業の進捗状況、税収の動向などを十分踏まえ、一定期間経過後には検証を行う必要がある。

さらに、この税制度は県民税と併せて徴収するものであるが、その税収は確実に森林保全のための施策に充てられるべきものである。このため、財源を特定化し、用途や成果について県民にわかりやすい形で公開するなど、透明性を確保する仕組みが必要である。

## 5 おわりに

当委員会では、本年4月に県の要請を受け、森林再生のための新たな施策とその負担のあり方について検討を行ってきた。

9月には県民の意見を聴くために中間報告を公表し、パブリックコメントやアンケート調査を実施した。その結果、様々な恵みをもたらす森林を次の世代へ良好な状態で引き継ぐことが私たちの責務であり、荒廃した森林の再生に早急に取り組む必要があること、そのためには森林を「県民共有の財産」として社会全体で守り育てること、その費用を県民が広く公平に負担することについて、県民の理解が得られたものと判断した。

当委員会としては、これらを踏まえ、荒廃した森林を再生し森林の有する公益的機能を将来にわたり発揮させるためには、従来にない新たな施策が必要であり、またそれを長期的・安定的に実行するために必要とされる財源については新税の導入が適当であるとの結論を得た。

ただし、新税の導入にあたっては、幅広く県民理解を得ることが重要であり、県においてはあらゆる機会を通じて県民に対する十分な周知に努められたい。

また、すでに荒廃した森林を再生するためには新たな施策に取り組まなければならないが、一方で荒廃した森林の拡大を防ぐためには、森林所有者が林業活動により森林を維持していくことが欠かせない。県においては、従来どおり林業者による森林整備の支援にも取り組んでいただきたい。

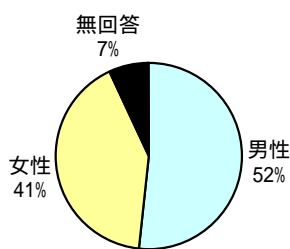
最後に、福岡県の荒廃した森林を再生するための新たな施策が早期に実現し、社会全体で森林を守り育てる気運が高まることを期待する。

## 森林環境税(仮称)検討委員会中間報告についてのアンケート結果

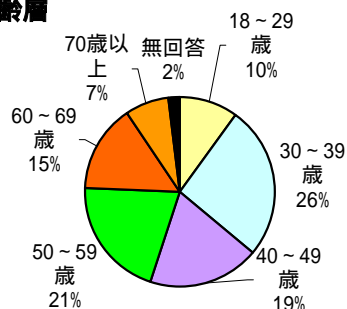
アンケート実施期間 平成18年9月25日～10月10日  
 アンケート実施箇所 グリーンパーク(北九州市)、福岡市植物園、福岡県青少年科学館(久留米市)等  
 総回答数 4931件  
 アンケートの結果

問1 あなたの性別、年齢、お住まいの地域について教えてください。

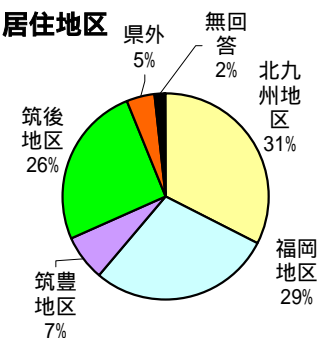
性別



年齢層



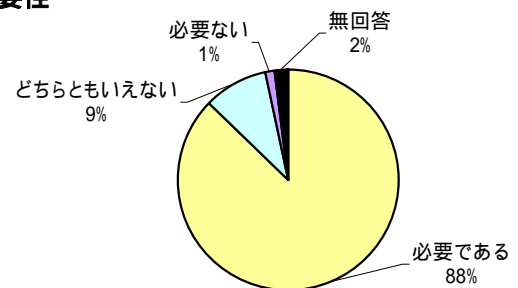
居住地区



問2 「森林は県民共有の財産であることから、県民全体の協力で荒廃した森林を再生する」ということについてどう思われますか？

必要である	どちらともいえない	必要ない	無回答
4301	467	73	90

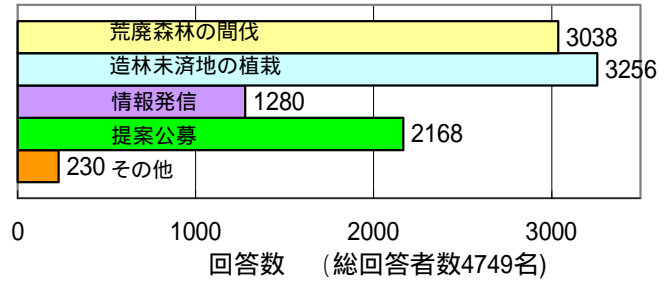
県民全体の協力で森林を再生する必要性



問3 新たな施策で重点的に行うべきだと思う内容はどれですか。

荒廃した森林で間伐などの森林整備を行う	3038
伐採したあと放置された森林に植樹する	3256
森林の状況や新たな施策の成果等について情報を発信する	1280
森林ボランティア活動や森林教育活動などを公募し、支援する	2168
その他	230

### 新たな施策として重点的に行うべきだと思う内容



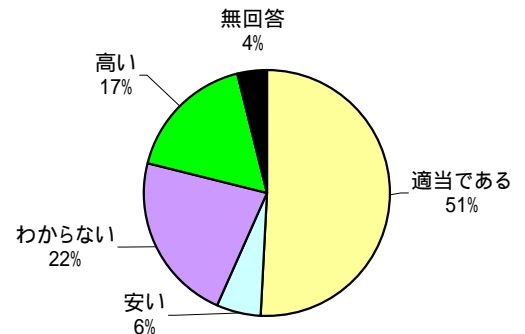
問4 問2で「必要ない」とお答えになった方にお尋ねします。なぜ必要ないと思われますか？

私有林は個人の財産であり、当然個人が管理し、その負担を負うべきである。  
 森林の保全是県ではなく国が行うべきである。  
 まず税をとろうという考えには納得できない。既存の予算で対応すべきだ。

問5 個人の税の負担額についてどう思われますか？

適当である	安い	わからない	高い	無回答
2513	279	1099	855	185

個人の税負担額(年額500円)について



問6 中間報告について、その他ご意見をお聞かせください。

費用を県民が平等に負担するのは理にかなっており、森林環境税は必要と考える。森林の現状を県民の皆さんが真剣に考えるきっかけになればよい。  
 県民共有の財産という意識がまだ一般的ではない。自然の恵みの大切さや、森林荒廃が生活に及ぼす影響を広く継続的に伝える必要がある。  
 自然の中で森の大切さ(良好な空気、動植物、癒し)を理解させるための場を作るべきである。  
 県民共有の財産の観点はよく理解するが、本当に目的のために税金が使われるのか疑問である。  
 県毎に森林の状況や税収が異なるので、どのくらいの税金が必要でどれだけの事業を行うのかを明確にしてくれないと高いか安いとは言えない。  
 国や県が荒廃森林を買い上げて管理すべきである。  
 情報提供、道具の貸し出し等を行い、森林ボランティアを計画的に山に入れていく施策を行って欲しい。  
 スギ、ヒノキを植えるのではなく、広葉樹を植えてはどうか。  
 個人の山は個人が責任を持って管理すべきである。  
 主旨は理解するが安易な増税は反対。県の支出のトータルな見直しで、財源は生み出せるはずだ。



## 森林環境税（仮称）検討委員会中間報告に対するパブリックコメントの結果

### 主な賛成意見

- 1 水は山（森）から来ている、費用負担をシェアリングすべき一刻も早く導入を
- 2 県民参加の森林づくりは喜ばしいこと、期待しています
- 3 森林再生のための早急な対策を熱望します
- 4 森林を守り育てる取り組みに是非参加したい
- 5 税の創設はもっとだと思いが、もっと易しい説明書（報告書）をつくるべきではないか
- 6 美しい国日本を創ることは大いに賛成、大切につかっていただきたい
- 7 導入に賛成、但し用途を明確に
- 8 里山など県民が実感できるような施策を行うべき
- 9 ボランティアの活用を行うべき
- 10 ボランティア活動への支援を
- 11 行政が行う。まずは県で実施し、体制が整って市町村へ移行する
- 12 税金で森林整備する以上、権利移譲等、地主側の負担も考えてもらいたい
- 13 現在の森林の光景を見ると森林環境税もやむを得ない
- 14 まず県内全森林の実態調査を行い、新たな施策を必要とする森林を早急に確定すべき
- 15 子供への（体験）学習が必要
- 16 侵入竹林対策も重要
- 17 導入賛成

小 計

( 163 )

### 主な反対意見

- 1 森林の大切さ等は理解できるが、新税で解決するのはどうか
- 2 趣旨はよく理解できるが、先ず県税の見直しをすべき
- 3 福岡県の予算規模で13億円を捻出できないはずはない、即新税とは理解できない
- 4 個人所有の森林に税金を使うのは許せない
- 5 現状を十分に分析、調査を行うべき
- 6 荒れた里山をきれいにするのならば良いが、自分の町ではない山奥に使われるのは納得いかない
- 7 まずは森林所有者が手を打つべき

小 計

( 14 )

### 主な要望・希望

- 1 具体的な方法を提示し県民の協力（納得）を求めるべき
- 2 ソフト面での説明も重要である
- 3 農地（果樹園など）も含めて総合的な対応が必要ではないか
- 4 荒廃した森林再生は、広葉樹林にして欲しい
- 5 対象森林を人工林のみに限定せず、いわゆる里山（天然林）等も対象にしてはどうか
- 6 森林荒廃の現状については、竹林の拡大（対策）をもう少し大きく取り上げるべきである
- 7 天然林にもどすなどできないか
- 8 個人の所有物であり権利を制限する必要がある、また権利の制限内容を示すべきである
- 9 必要性は理解できるが、整備放棄してきた所有者の責任は無いのか
- 10 協定書や整備にどのような強制力があるのか
- 11 都道府県レベルの問題ではない、国家レベルで考えるべきである
- 12 水源の森基金の水源涵養事業との整合性を図るとともに各市町村の既存施策との役割を明確に
- 13 全県民に対して一律の税負担を求める根拠を明確にし、きめ細かな広報、県民の理解が不可欠
- 14 用途や税額など新税の必要性に関して十分な周知期間を設け、理解を得る必要がある
- 15 新税導入にあたっては、市町村と協議の場を設定し十分に意見交換をする必要がある
- 16 企業負担がもっと多くても良いのではないかと、法人が個人より少ないのは納得いかない
- 17 一生懸命にがんばっている方にも（林業者）何らかの方策をお願いします
- 18 国への働きかけはできないのか
- 19 用途などについての要望等
- 20 その他

小 計

( 129 )

合計 （意見書の枚数は、計196枚）

( 306 )



## 森林環境税（仮称）検討委員会設置要綱

### （設置目的）

第1条 水源かん養機能や土砂流出防止機能など多くの公益的機能を有している森林は、県土や自然環境の保全に重要な役割を果たしていることから、県民共有の財産として大切に守り育て、健全な形で次世代に引き継いでいくことが重要である。

このような観点から、森林の保全に向けた新たな施策の必要性などについて具体的な検討を行うため、「森林環境税（仮称）検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果について知事に報告する。

- （1）森林の荒廃が将来に与える影響とその対応に関する事
- （2）森林保全のための新たな施策に関する事
- （3）新たな施策に係る負担のあり方に関する事
- （4）その他目的達成に必要な事項に関する事

### （組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

### （委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表して、会務を総理する。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### （招集）

第6条 委員会は委員長が招集する。

### （事務局）

第7条 委員会の事務局は、水産林務部林政課に置く。

### （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附則

#### （施行期日）

この要綱は、平成18年4月17日から施行する。

#### （召集の特例）

この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず水産林務部長が召集する。

## 森林環境税（仮称）検討委員会委員名簿

平成 18 年 6 月 1 日現在

役職名	氏 名	所属・職名
委員長	堺 正紘	九州大学名誉教授
委員長代理	浅野 直人	福岡大学法学部教授
委 員	黒田 忠記	福岡県有明海海苔共販漁業協同組合連合会代表理事会長
委 員	向野 敏昭	福岡県市長会（直方市長）
委 員	坂井 豊子	筑豊消費者の会会長
委 員	中村 晴男	福岡県森林組合連合会副会長
委 員	深町 宏子	北九州商工会議所女性会会長
委 員	宮崎 鐘子	福岡青年会議所直前理事長
委 員	森本 廣	福岡経済同友会常任幹事
委 員	安河内 毅	福岡県農業協同組合中央会専務理事
委 員	山本 文男	福岡県町村会会長（添田町長）

（委員の掲載：50音順）

## 森林環境税(仮称)検討委員会の経過

### 【第1回検討委員会】

- 1 日 時 平成18年4月17日
- 2 場 所 福岡市
- 3 内 容
  - (1) 委嘱状交付
  - (2) 知事あいさつ
  - (3) 委員長選出
  - (4) 議事 テーマ：「森林の荒廃と公益的機能の低下」
    - 森林の有する様々な公益的機能の恩恵は県民が広く等しく享受
    - 林業生産活動の低迷により、手入れ不足の荒廃した森林が増加
    - 森林の公益的機能の低下が県民生活に及ぼす悪影響

### 【第2回検討委員会】

- 1 日 時 平成18年5月17日
- 2 場 所 現地視察 田川郡  
検討委員会 福岡市
- 3 内 容
  - (1) 荒廃した森林の現地視察
  - (2) 議事 テーマ：「森林保全のためのこれまでの取り組みと新たな施策の方向性」
    - 森林所有者の林業活動や既存の林業施策では、荒廃した森林の再生は困難であるため、従来の林業施策とは別に新たな施策が必要
    - 他県における森林税の導入状況と、本県における新たな施策の方向性
    - 森林を良好な状態で次世代へ引き継ぐためには、森林を「県民共有の財産」として社会全体で守り育てる事が重要



【第3回検討委員会】

1 日 時 平成18年6月21日

2 場 所 福岡市

3 内 容

(1) 議事 検討テーマ：「森林保全のための新たな施策」

- 福岡県における森林保全のための新たな施策の必要性
- 新たな施策の具体案の検討（荒廃した森林の再生、森林を守り育てる意識の醸成について）

【第4回検討委員会】

1 日 時 平成18年7月26日

2 場 所 福岡市

3 内 容

(1) 議事 検討テーマ：「森林再生のための新たな施策と負担の考え方」

- 新たな施策の具体案の検討（荒廃した森林の再生、森林を守り育てる意識の醸成について）
- 新たな施策のための負担の考え方

【第5回検討委員会】

1 日 時 平成18年9月20日

2 場 所 福岡市

3 内 容

(1) 議事

- 森林環境税（仮称）検討委員会中間報告のとりまとめ

【第6回検討委員会】

1 日 時 平成18年10月18日

2 場 所 福岡市

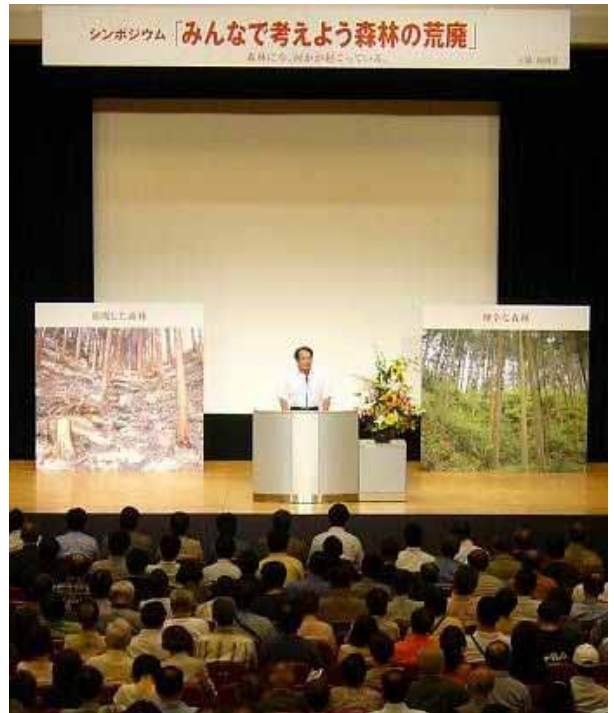
3 内 容

(1) 議事

- 森林環境税（仮称）検討委員会中間報告に対する県民意見聴取の結果
- 森林環境税（仮称）検討委員会報告の取りまとめ

## シンポジウム「みんなで考えよう森林の荒廃」の概要

1. 主催 福岡県
2. 目的 森林荒廃の現状や将来、そして森林荒廃を防ぎ再生するためには今何をすべきかについて県民の皆さんに認識を深めていただく
3. 開催日時 平成 18 年 6 月 25 日（日）
4. 開催場所 エルガーラ大ホール
5. 参加人員 642 名



### 6. 内容

- (1) 基調講演 「森と暮らす、森に学ぶ」 講師 柳生博氏（日本野鳥の会会長）
- ・ 森林が荒廃するのは人が入らなくなったため
  - ・ いろんな生き物が生きている森林が重要

- (2) ビデオ上映 「森林に今、何かが起こっています」
- ・ 福岡県における森林荒廃の現状と県民生活に及ぼす影響
  - ・ 荒廃をくい止める取り組みが緊急の課題であることの訴え

### (3) パネルディスカッション

#### 主な発言内容

- ・ 福岡では過去 100 年で 2.5 度気温上昇、人間の体温に例えると重症。地球温暖化防止には京都議定書にもあるように森林が重要（気象予報士）
- ・ 県民参加の森づくりが森への愛着を浸透（九州電力部長）
- ・ 林業の循環が大事だが、森林所有者だけでは森林の保全はもはや限界（森林組合参与）
- ・ 森林に入って楽しいと思える森林づくりが大切（森林インストラクター）
- ・ 荒廃した森林の再生には新たな施策の導入が必要（県森林林業技術センター所長）
- ・ 県民が森林を支えることが重要。その方法を検討中（九州大学名誉教授）

- (4) 参加者に対するアンケートの実施